

岩手県告示第250号

開発登録簿閲覧所の場所（平成28年岩手県告示第334号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後								
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="146 427 766 477">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="146 477 459 667">開発区域が北上市、遠野市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合</td><td data-bbox="459 477 766 667"><u>奥州市水沢区大手町一丁目2番地</u> 県南広域振興局土木部</td></tr></tbody></table>	[略]		開発区域が北上市、遠野市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合	<u>奥州市水沢区大手町一丁目2番地</u> 県南広域振興局土木部	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="833 427 1452 477">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="833 477 1145 667">開発区域が北上市、遠野市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合</td><td data-bbox="1145 477 1452 667"><u>奥州市水沢大手町一丁目2番地</u> 県南広域振興局土木部</td></tr></tbody></table>	[略]		開発区域が北上市、遠野市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合	<u>奥州市水沢大手町一丁目2番地</u> 県南広域振興局土木部
[略]									
開発区域が北上市、遠野市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合	<u>奥州市水沢区大手町一丁目2番地</u> 県南広域振興局土木部								
[略]									
開発区域が北上市、遠野市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合	<u>奥州市水沢大手町一丁目2番地</u> 県南広域振興局土木部								
備考 改正部分は、下線の部分である。									